

第203回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

【発電所に係る情報】

- ・ 4月15日 柏崎市使用済核燃料税条例案に関する意見書の提出について [P. 3]
- ・ 4月18日 当社柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 5]
- ・ 4月20日 柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染予防・拡大防止策について [P. 6]
- ・ 4月23日 柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策について [P. 7]
- ・ 4月23日 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組み状況について [P. 9]
- ・ 4月24日 当社柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 14]
- ・ 4月27日 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について [P. 16]
- ・ 5月1日 福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所における保安規定変更認可申請書の補正について [P. 23]
- ・ 5月11日 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策強化期間の実績および今後の対策について [P. 24]

【その他】

- ・ 4月13日 当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 32]
- ・ 4月14日 当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 33]
- ・ 4月15日 当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 35]
- ・ 4月17日 2020年3月期決算発表日の変更について [P. 36]
- ・ 4月19日 当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 37]
- ・ 4月22日 当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 39]
- ・ 4月24日 特別事業計画の変更の認定について [P. 41]
- ・ 4月25日 当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について [P. 43]
- ・ 4月30日 関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無などに係る追加的な報告徴収への報告について [P. 45]

【福島の進捗状況に関する主な情報】

- ・ 4月30日 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況(概要版) [別紙]

<参考>

当社原子力発電所の公表基準(平成15年11月策定)における不適合事象の公表区分について

区分Ⅰ 法律に基づく報告事象等の重要な事象

区分Ⅱ 運転保守管理上重要な事象

区分Ⅲ 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象

その他 上記以外の不適合事象

【柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の開催状況】

- ・ 4月21日 原子力規制委員会第857回審査会合
－保安規定変更認可申請について－
- ・ 4月28日 原子力規制委員会第858回審査会合
－第7号機の設計及び工事の計画の審査について－
- ・

以 上

柏崎市使用済核燃料税条例案に関する意見書の提出について

2020年4月15日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎市議会より意見を求められていた新しい使用済核燃料税条例案について、本条例案に同意する旨の意見書を昨日提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2018年4月、柏崎市から使用済核燃料税経年累進課税の導入について協議の申入れを受け、柏崎市と協議を行ってまいりましたが、先般課税の仕組み、税率等について合意いたしました。

これに伴い、合意した内容を反映した条例案が柏崎市議会に提案され、その後、2020年3月31日、柏崎市議会から当社に対し、地方税法第669条第2項の規定に基づき意見の照会がありました。

本照会に対し、当社は昨日、使用済核燃料税条例案に同意する旨を記載した意見書（※添付資料参照）を同市議会に提出いたしました。

当社といたしましては、本税が原子力発電所の立地・運営に伴い発生する財政需要に計画的かつ効果的に充当されることにより、市民の皆さまの安全・安心の向上並びに地域と発電所の共生が図られることを希望いたします。

※ 添付資料 : 柏崎市使用済核燃料税条例案に関する意見

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎市使用済核燃料税条例案に関する意見

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

このたびの貴市使用済核燃料税条例の見直しに当たっては、貴市より内容等について丁寧にご説明いただきましたことに感謝しております。

貴市ご説明では、今回の財政需要の増加は、原子力災害を想定した避難訓練結果等を踏まえた避難・防災体制の強化、また市民の皆さまが安全・安心に生活するために必要な施設の整備・充実、さらには、将来、使用済核燃料を発電所構外に搬出することに伴う避難道路整備等によるものと伺いました。

貴市ご提案の本税見直しは、市民の皆さまの安全・安心の向上や原子力発電所の事業運営を支えるような地元の人材基盤の強化に資すること、加えて、構外搬出が可能になった後の課税について、急激な負担増とならない仕組みとしていただいたこと等を踏まえ、弊社として本条例案に同意いたします。

本税が原子力発電所の立地・運営に伴い発生する財政需要に計画的かつ効果的に充当されることにより、市民の皆さまの安全・安心の向上並びに地域と発電所の共生が図られることを希望いたします。

以 上

当社柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月18日

東京電力ホールディングス株式会社

本日、柏崎刈羽原子力発電所に勤務している当社社員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

柏崎刈羽原子力発電所ではこれまで、新型コロナウイルス感染症に対して発電所長を本部長とした事業所本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による発電所の安定的な運営に影響はございません。なお、柏崎刈羽原子力発電所では現在1～7号機全てが停止中であり、燃料は使用済燃料プールで安定冷却を継続しています。

地域の方々にご安心いただけるよう、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施し、発電所の安定的な運営に努めてまいります。

1. 感染者

- 当社社員1名

2. 実施済みの対応内容

- 感染者が勤務していた執務室内の消毒
- 感染者と業務上で接点のあった社員の自宅待機

3. 柏崎刈羽原子力発電所における主な感染予防・拡大防止対策

- 通勤時、就業中から帰宅するまで「マスク着用」による感染予防の徹底
- 毎日出社前検温を実施し、健康管理表にて日々の体調を管理
- 手指のアルコール消毒の励行、当所発電所事務本館執務エリアの入室制限、共用スペース使用後の消毒の実施
- 出張を含む往来の原則禁止
- 昼休みシフト制導入、食堂での対面食事の制限
- 運転員の他社員・協力企業社員との接触回避

等

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス
感染予防・拡大防止策について

2020年4月20日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されております。そのような中、今月18日には当発電所員1名の罹患が確認され、地域の皆さまに大変なご心配をおかけしております。

すでに当該所員が勤務していた執務室内の消毒を完了しており、構内従事者に当該所員との濃厚接触者はいないことを保健所にご判断いただいております。また、発症から1週間さかのぼって当該社員と業務上で接点のあった社員5名については、念のため自宅待機としております。

当発電所では、危機管理体制を構築するとともに、運転管理業務等、発電所の安全確保に必要な業務を確実に継続するための計画を整備しております。また、出社前検温、通勤時・就業時のマスク着用、手洗いやアルコール消毒の徹底を図ると共に、多くの社員が集まる会議や研修の中止、県外との往来の原則禁止等の感染予防・拡大防止策を講じてまいりました。

このような中で所員が罹患し、地域の皆さまに大変なご心配をおかけしていることを重く受け止め、改めて、社員の不要不急の外出自粛を徹底しております。また、従来より運転員とその他の所員との接触回避を進めてまいりましたが、緊急時の初動対応要員についても、各班間での接触を回避する体制に変更いたしました。さらに、当発電所の安全確保に関わる業務や法令に基づき必要な業務等を除き、極力、自宅でのテレワークに移行することで、さらなる従業員同士の接触回避を図ることといたしました。

地域の皆さまにご安心いただけるよう、引き続き、感染予防・拡大防止対策の徹底を図るとともに、発電所の安定的な運営に影響が及ばないよう取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

柏崎刈羽原子力発電所における 新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策について

2020年4月23日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

TEPCO

1. 当所における対策概要

1

発電所長を本部長とした事業所本部を設置し、以下3項目の対策を講じている。

1. 危機管理体制

- 毎朝の発電所内会議にて、日々の状況について情報共有
- 感染疑い者発生時の情報連絡体制を強化

2. 事業継続計画

- あらかじめ国内の感染状況に応じた事業継続計画を策定
発電所の安定的な運営のために必要な主要業務の維持継続を図る
- 感染者発生時の初動対応をルール化
- 協力企業についても当社対策に倣い、自社対策の立案を依頼

3. 感染予防・拡大防止

- 通勤時および就業中におけるマスク着用の徹底
- 毎日検温を実施し、健康管理表にて日々の体調を管理
- 手洗いおよび手指のアルコール消毒の励行、共用スペース使用後の消毒実施
- 昼休みシフト制の導入、食堂における対面食事の制限 等

TEPCO

【運転員保護の観点での対策】

- 発電所運営上、特に重要な役割を担う運転員の保護の観点から、以下の対策を講じている
- 運転員の出社時間の前倒し（他の社員・協力企業作業員との接触を回避）
 - 中央制御室への不要不急の立ち入り禁止
 - 中央制御室入室時には、入り口に設置した体温計での検温実施
 - 運転員と他の社員との打合せはTV会議を使用 等

【発電所と新潟県外との往来禁止】

- 原子力部門の社員（福島第一、第二、東通を含む）を対象に以下の対応を取っている。
- 県外と発電所間の業務上の往来（出張等）禁止
 - 発電所にいる単身赴任者等は、東京圏等への帰宅・帰省制限を強く要請

【PR施設の休館、各種イベント・発電所視察の中止】

- 地域の皆さまとのコミュニケーション活動に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、以下の対策を講じている。※期間は3月3日から当面の間
- 柏崎市・刈羽村内の当社PR施設の休館
柏崎刈羽原子力発電所サービスホール、柏崎エネルギーホール、
TEPCOプラザ柏崎Comfy（カムフィ）、TEPCO刈羽ふれあいサロン き・な・せ
 - 各種イベントの中止
 - 発電所視察の中止



【緊急事態宣言の対象地域拡大・当所における感染者発生を踏まえた追加対策】 （4月20日にお知らせ済み）

- 緊急時の初動対応要員について、各班間での接触を回避する体制※に変更（4月20日より実施）

※宿直当番者の班を2グループに分け、宿直当番でないグループは自宅でテレワーク。2週間周期で入れ替えとする。
- 法令に基づき必要な業務や発電所の安全確保に関わる業務等※を除き、極力、自宅でのテレワークに移行することで、更なる従業員同士の接触回避を図る（4月21日より実施）

※法令に基づく設備（消火設備等）の点検、停止中プラントを安定的に維持するために必要な設備（燃料プールの冷却設備等）の点検、安全対策工事など

当所は、地域の皆さまにご安心いただけるよう、引き続き、感染予防・拡大防止対策の徹底を図るとともに、発電所の安定的な運営に影響が及ばないように取り組んでまいります。



柏崎刈羽原子力発電所における 安全対策の取り組み状況について

2020年4月23日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所



柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2020年4月22日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
I. 耐震・対津波機能（強化される主な事項のみ記載）		
1. 基準津波により安全性が損なわれないこと		
(1) 基準津波の評価	完了	
(2) 防潮堤の設置	完了	
(3) 原子炉建屋の水密扉化	完了	完了
(4) 津波監視カメラの設置	完了	
(5) 貯留堰の設置	完了	完了
(6) 重要機器室における常設排水ポンプの設置	完了	完了
2. 津波防護施設等は高い耐震性を有すること		
(1) 津波防護施設(防潮堤)等の耐震性確保	完了	完了
3. 基準地震動策定のため地下構造を三次元的に把握すること		
(1) 地震の揺れに関する3次元シミュレーションによる地下構造確認	完了	完了
4. 安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置		
(1) 敷地内断層の約20万年前以降の活動状況調査	完了	完了
5. 耐震強化(地盤改良による液状化対策含む)		
(1) 屋外設備・配管等の耐震評価・工事 (取水路、ガスタービン発電機、地上式フィルタベント等)	工事中	工事中
(2) 屋内設備・配管等の耐震評価・工事	工事中	工事中
II. 重大事故を起こさないために設計で担保すべき機能(設計基準) (強化される主な事項のみ記載)		
1. 火山、竜巻、外部火災等の自然現象により安全性が損なわれないこと		
(1) 各種自然現象に対する安全上重要な施設の機能の健全性評価・工事	工事中	工事中
(2) 防火帯の設置	完了	
2. 内部溢水により安全性が損なわれないこと		
(1) 溢水防止対策(水密扉化、壁貫通部の止水処置等)	工事中	工事中

□:検討中、設計中 □:工事中 □:完了

柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2020年4月22日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
3. 内部火災により安全性が損なわれないこと		
(1) 耐火障壁の設置等	工事中	工事中
4. 安全上重要な機能の信頼性確保		
(1) 重要な系統(非常用炉心冷却系等)は、配管も含めて系統単位で多重化もしくは多様化	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
(2) 重要配管の環境温度対策	設計中	工事中
5. 電気系統の信頼性確保		
(1) 発電所外部の電源系統多重化(3ルート5回線)	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
(2) 非常用ディーゼル発電機(D/G)燃料タンクの耐震性の確認	完了	完了
Ⅲ. 重大事故等に対処するために必要な機能		
1. 原子炉停止		
(1) 代替制御棒挿入機能	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
(2) 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
(3) ほう酸水注入系の設置	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
2. 原子炉冷却材圧力バウダリの減圧		
(1) 自動減圧機能の追加	完了	完了
(2) 予備ポンペ・バッテリーの配備	完了	完了
3. 原子炉注水		
3.1 原子炉高压時の原子炉注水		
(1) 高压代替注水系の設置	工事中	工事中
3.2 原子炉低压時の原子炉注水		
(1) 復水補給水系による代替原子炉注水手段の整備	完了	完了
(2) 原子炉建屋外部における接続口設置による原子炉注水手段の整備	完了	完了
(3) 消防車の高台配備	完了	

※1 福島第一原子力事故以前より設置している設備

2 / 8

柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2020年4月22日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
4. 重大事故防止対策のための最終ヒートシンク確保		
(1) 代替水中ポンプおよび代替海水熱交換器設備の配備	完了	完了
(2) 耐圧強化バントによる大気への除熱手段を整備	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
5. 格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減		
(1) 復水補給水系による格納容器スプレイ手段の整備	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
6. 格納容器の過圧破損防止		
(1) フィルタバント設備(地上式)の設置	工事中	工事中
(2) 新除熱システム(代替循環冷却系)の設置	工事中	工事中
7. 格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却(ペDESTAL注水)		
(1) 復水補給水系によるペDESTAL(格納容器下部)注水手段の整備	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
(2) 原子炉建屋外部における接続口設置によるペDESTAL(格納容器下部)注水手段の整備	完了	完了
(3) コリウムシールドの設置	完了	完了
8. 格納容器内の水素爆発防止		
(1) 原子炉格納容器への窒素封入(不活性化)	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
9. 原子炉建屋等の水素爆発防止		
(1) 原子炉建屋水素処理設備の設置	完了	完了
(2) 原子炉建屋水素検知器の設置	完了	完了
10. 使用済燃料プールの冷却、遮へい、未臨界確保		
(1) 使用済燃料プールに対する外部における接続口およびスプレイ設備の設置	完了	完了

※1 福島第一原子力事故以前より設置している設備

柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2020年4月22日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
11. 水源の確保		
(1) 貯水池の設置	完了	完了
(2) 重大事故時の海水利用(注水等)手段の整備	完了	完了
12. 電気供給		
(1) ガスタービン発電機(7号機脇)・電源車の配備	工事中	
(2) 緊急用電源盤の設置	完了	
(3) 緊急用電源盤から原子炉建屋への常設ケーブルの布設	完了	完了
(4) 代替直流電源(バッテリー等)の配備	完了	完了
13. 中央制御室の環境改善		
(1) シビアアクシデント時の運転員被ばく線量低減対策(中央制御室ギャラリー室内の遮へい等)	工事中	
14. 緊急時対策所		
(1) 5号機における緊急時対策所の整備	工事中	
15. モニタリング		
(1) 常設モニタリングポスト専用電源の設置	完了	
(2) モニタリングカーの配備	完了	
16. 通信連絡		
(1) 通信設備の増強(衛星電話の設置等)	完了	
17. 敷地外への放射性物質の拡散抑制		
(1) 原子炉建屋外部からの注水設備(大容量放水設備等)の配備	完了	
(2) ブローアウトパネル遠隔操作化	設計中	設計中

4 / 8

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の実施状況

2020年4月22日現在

項目	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
I. 防潮堤(堤防)の設置	完了 ^{※3}				完了		
II. 建屋等への浸水防止							
(1) 防潮壁の設置(防潮板含む)	完了	完了	完了	完了	海拔15m以下に開口部なし		
(2) 原子炉建屋等の水密厚化	完了	検討中	工事中	検討中	完了	完了	完了
(3) 熱交換器建屋の浸水防止対策	完了	完了	完了	完了	完了	-	
(4) 開閉所防潮壁の設置 ^{※2}	完了						
(5) 浸水防止対策の信頼性向上(内部溢水対策等)	工事中	検討中	工事中	検討中	工事中	工事中	工事中
III. 除熱・冷却機能の更なる強化等							
(1) 水源の設置	完了						
(2) 貯留堰の設置	完了	検討中	検討中	検討中	完了	完了	完了
(3) ガスタービン発電機・電源車の配備	完了					工事中	工事中
(4) -1 緊急用の高圧配電盤の設置	完了						
(4) -2 原子炉建屋への常設ケーブルの布設	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
(5) 代替水中ポンプおよび代替海水熱交換器設備の配備	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
(6) 高圧代替注水系の設置	工事中	検討中	検討中	検討中	工事中	工事中	工事中
(7) フィルタベント設備(地上式)の設置	工事中	検討中	検討中	検討中	工事中	工事中	工事中
(8) 原子炉建屋トップベント設備の設置 ^{※2}	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
(9) 原子炉建屋水素処理設備の設置	完了	検討中	検討中	検討中	完了	完了	完了
(10) 格納容器頂部水張り設備の設置 ^{※2}	完了	検討中	検討中	検討中	完了	完了	完了
(11) 環境モニタリング設備等の増強・モニタリングカーの増設	完了						
(12) 高台への緊急時用資機材倉庫の設置 ^{※2}	完了						
(13) 大湊側純水タンクの耐震強化 ^{※2}	-				完了		
(14) 大容量放水設備等の配備	完了						
(15) アクセス道路の多重化・道路の補強	完了				工事中		
(16) 免震重要棟の環境改善	工事中						
(17) 送電鉄塔基礎の補強 ^{※2} ・開閉所設備等の耐震強化工事 ^{※2}	完了						
(18) 津波監視カメラの設置	工事中				完了		
(19) コリウムシールドの設置	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	完了	完了

※2 当社において自主的な取り組みとして実施している対策

※3 追加の対応について検討中

今後も、より一層の信頼性向上のための安全対策を実施してまいります。

<参考> 柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における主な自主的取り組みの対応状況

2020年4月22日現在

	対応状況	
	6号機	7号機
Ⅲ. 重大事故等に対処するために必要な機能		
6. 格納容器の過圧破損防止		
(1) フィルタベント設備(地下式)の設置	工事中	工事中
9. 原子炉建屋等の水素爆発防止		
(2) 格納容器頂部水張り設備の設置	完了	完了
(4) 原子炉建屋トップベント設備の設置	完了	完了
10. 使用済燃料プールの冷却、遮へい、未臨界確保		
(1) 復水補給水系による代替使用済燃料プール注水手段の整備	既存設備 ^{※1} にて対応	既存設備 ^{※1} にて対応
11. 水源の確保		
(2) 大湊側純水タンクの耐震強化	完了	
12. 電気供給		
(1) ガスタービン発電機(荒浜側高台)・電源車の配備	完了	
(2) 緊急用電源盤の設置	完了	
(3) 緊急用電源盤から原子炉建屋への常設ケーブルの布設	完了	完了
14. 緊急時対策所		
(1) 免震重要棟の設置	完了	
(2) シビアアクシデント時の所員被ばく線量低減対策(免震重要棟内の遮へい等)	工事中	

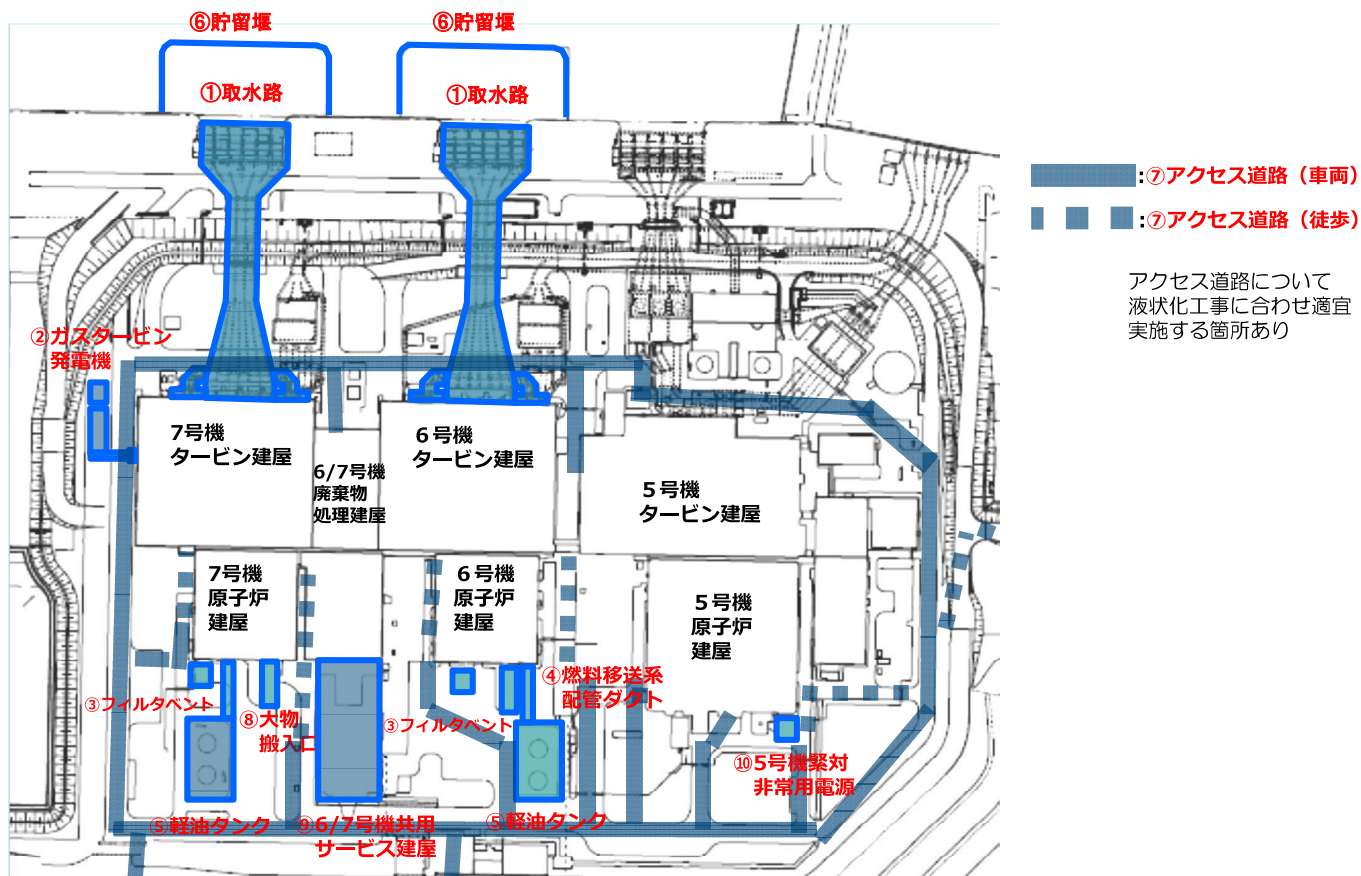
※1 福島第一原子力事故以前より設置している設備

6 / 8

液状化対策の取り組み状況について

2020年4月22日現在

対象設備	6号機	7号機
①6/7号機取水路	完了	完了
②ガスタービン発電機	完了	
③6/7号機フィルタベント	詳細設計中	工事中
④6/7号機燃料移送系配管ダクト	詳細設計中	工事中
⑤6/7号機軽油タンク基礎	工事中	工事中
⑥6/7号機海水貯留堰護岸接続部	完了	完了
⑦5/6/7号機アクセス道路の補強	工事中	
⑧6/7号機大物搬入口	詳細設計中	工事中
⑨6/7号機共用サービス建屋	工事中	
⑩5号機緊急時対策所非常用電源	詳細設計中	



当社柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月24日
東京電力ホールディングス株式会社

本日、柏崎刈羽原子力発電所に勤務している当社社員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

柏崎刈羽原子力発電所ではこれまで、新型コロナウイルス感染症に対して発電所長を本部長とした事業所本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による発電所の安定的な運営に影響はございません。なお、柏崎刈羽原子力発電所では現在1～7号機全てが停止中であり、燃料は使用済燃料プールで安定冷却を継続しています。

地域の方々にご安心いただけるよう、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施し、発電所の安定的な運営に努めてまいります。

1. 感染者

- 当社社員1名

2. 実施済みの対応内容

- 感染者が勤務していた執務室内の消毒
- 感染者と業務上で接点のあった社員の自宅待機

3. 柏崎刈羽原子力発電所における主な感染予防・拡大防止対策

- 通勤時、就業中から帰宅するまで「マスク着用」による感染予防の徹底
- 毎日出社前検温を実施し、健康管理表にて日々の体調を管理
- 手指のアルコール消毒の励行、当所発電所事務本館執務エリアの入室制限、共用スペース使用後の消毒の実施

- 出張を含む往来の原則禁止
- 昼休みシフト制導入、食堂での対面食事の制限
- 運転員の他社員・協力企業社員との接触回避 等

4. これまでの感染者公表状況

4月7日	東京電力パワーグリッド株式会社	社員1名	
4月13日	東京電力フュエル&パワー株式会社	社員1名	
4月14日	東京電力フュエル&パワー株式会社	役員1名	
4月15日	東京電力エナジーパートナー株式会社	社員1名	
4月18日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	
4月19日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	
〃	東京電力フュエル&パワー株式会社	社員1名	
〃	東京電力エナジーパートナー株式会社	社員1名	
4月22日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	計9名

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について

2020年4月27日

東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部
柏崎刈羽原子力発電所

新潟県柏崎市内の当社事業所、および柏崎刈羽原子力発電所に勤務している当社社員（家族含む、計5名）による、新型コロナウイルス感染症への罹患が複数続いております。柏崎市、刈羽村をはじめ、新潟県の皆さまに大変なご心配をおかけしていること、また、医療関係の皆さまに大変なご負担をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

このような状況を踏まえ、感染拡大防止に向けた追加対策を取りまとめましたので、お知らせいたします。

当社社員をはじめ、関係会社、協力企業のみなさまが一体となり、感染拡大防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

＜感染拡大防止に向けた追加対策＞

感染リスクをクリーンアップする対策強化期間とし、5月10日までの概ね2週間を

目途に、新潟本部および柏崎刈羽原子力発電所において、以下の追加対策を実施

- ① 保健所調査へのより一層の協力と東京電力社員への対策強化
- ② 関係会社、協力企業のみなさまへの対策強化
- ③ 工事の中断*

*工事、点検がすでに開始されているものについては、安全が確保される状態になるまで作業を継続

- ④ 医療機関への負担軽減協力

(次ページへ続く)

(参考) 新潟本部・柏崎刈羽原子力発電所における主な感染予防・拡大防止対策(既存分)

- 出社前検温の実施および通勤・就業時におけるマスク着用の義務化
- 手指のアルコール消毒の励行、当所発電所事務本館執務エリアの入室制限、
共用スペース使用後の消毒の実施
- 昼休みシフト制導入、食堂での対面食事の制限
- 新潟県外への業務上の往来を原則禁止
- 新潟県外への往来があった社員は、新潟県内に戻ってから2週間、不要不急の
外出を控えるとともに在宅勤務を実施
- 運転員の他社員・協力企業社員のみなさまとの接触回避
- 発電所における緊急時の初動対応要員について、各班間での接触回避の体制に変更
- 自宅でのテレワークに移行することによる従業員同士の接触回避

添付資料① 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について

添付資料② 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について

(櫻井柏崎市長からのご要請に対する回答文書)

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について

2020年4月27日
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部
柏崎刈羽原子力発電所

感染拡大防止に向けた追加対策（概要）

1

新潟県柏崎市の当社事業所、および柏崎刈羽原子力発電所に勤務している社員およびその家族（計5名）が、新型コロナウイルス感染症に感染したことを踏まえ、**感染リスクをクリーンアップする対策強化期間とし、5月10日までの概ね2週間を目途に**、新潟本部および柏崎刈羽原子力発電所において、下記追加対策を実施

- ①保健所調査へのより一層の協力と東京電力社員への対策強化
- ②関係会社、協力企業のみなさまへの対策強化
- ③工事の中断*

* 工事、点検がすでに開始されているものについては、安全が確保される状態になるまで作業を継続

- ④医療機関への負担軽減協力

（参考）新潟県内事業所における感染状況
柏崎刈羽原子力発電所：3名（社員の家族1名を含む）
新潟本部：2名

社員の行動履歴を把握し、行動自粛の徹底を強く要請

- 感染者が発生した際の保健所調査への最大限の協力を目的に、社員の行動履歴を把握するためのアンケート調査を実施 [4月25日実施済]
 - ・4月1日から24日までの期間において、飲食店等、不特定多数の方と接触する場所かつマスクを外す必要のある場所への行動履歴を確認
 - ・感染者が発生した場合、その行動履歴を踏まえ、保健所へ情報提供
- 社員に対するさらなる自粛の徹底 [4月27日発信済]
 - ・プライベートも含め新潟県外から新潟への往来、新潟から新潟県外への往来を原則禁止（社員の家族も同様）
 - ・5月10日までの祝日を所定勤務日とし、業務に集中（在宅勤務の徹底）生活維持以外での自宅外への外出抑制を強く要請

追加対策②：関係会社、協力企業のみなさまへの対策強化 ³

関係会社、協力企業のみなさまに対しても、当社と同等の行動自粛を、改めて強く要請

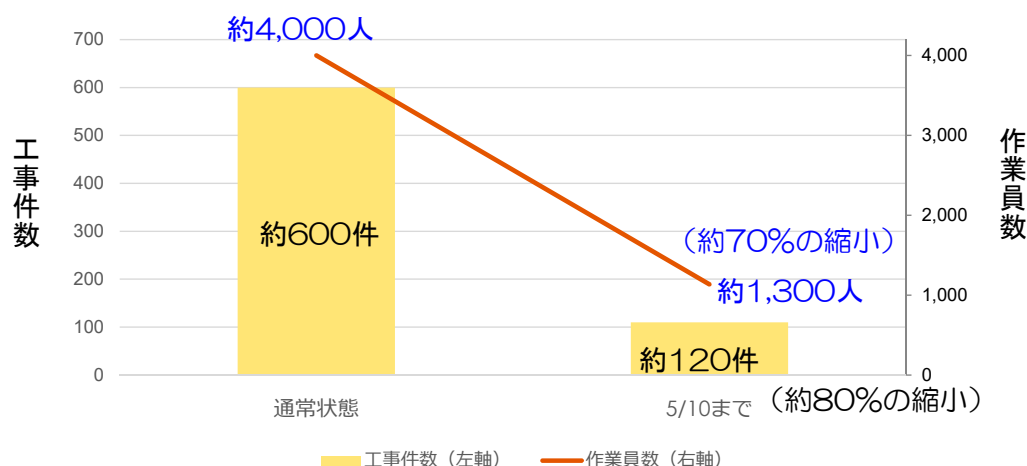
- 柏崎刈羽原子力発電所長名にて、不特定多数の方と接触する場所かつマスクを外す必要のある場所への行動自粛および県外からの往来禁止等について、協力企業に対し文書 [4月26日発信済] および会議 [4月27日説明済] にて改めて強く要請（スライド6参照）
- やむを得ない対応については、確実な実態把握およびエビデンスによる管理の徹底を依頼 [4月27日発信済]

追加対策③：工事の中断

構内従事者同士の接触を減らすため工事を中断

- 対策態勢を最高レベルに引き上げ、5月10日までの概ね2週間を目途に工事※を中断。この間、県外からの作業員の流入は行わない。

※工事、点検がすでに開始されているものについては、安全が確保される状態になるまで作業を継続



【新型コロナウイルス感染拡大時の工事件数及び作業員数の縮小計画】

追加対策④：医療機関への負担軽減協力

以下の項目を実施することにより市内の医療機関のご負担を軽減

■ 発電所従事者を対象に、感染疑い者の診察の実施

- ・ 感染疑い者が発生した場合、当社産業医にて診察
- ・ 必要に応じ当社医療スタッフにてPCR検査のための検体を採取

■ 発電所従事者の電離健康診断受診への対応 [4月26日発信済]

- ・ 厚生労働省からの通達を踏まえ、5月受診（対象：約500名）を見送り、6月へ延期するよう協力企業に要請

参考：柏崎刈羽原子力発電所長名で行動自粛を要請した文書（抜粋）

協力企業の皆さまへ

既にお知らせしておりますが、柏崎市で確認された新型コロナウイルスの感染者5名がいずれも東京電力社員とその関係者という状況となり、地域の皆さまに大変なご心配とご不安をおかけしておりますこと、あらためて発電所長としてお詫びいたします。

これを受け、柏崎市長から弊社社長宛てに、会社として感染者の行動履歴を把握し、新潟県の調査に協力することなどを文書で要請されております。

また、大変残念なことながら、これまで
ております。今一度、このような不特定多
大のウィルス感染リスクであることを皆さま

- ・マスクを外して会話、飲食する外食、カラオケ、夜のスナックや居酒屋を利用しないこと。また、買い物は少人数ですいている時間に済ませ、飲食についてはテイクアウトを利用すること
 - ・不特定多数が密閉、密接、密集するスポーツ施設、映画館、ライブハウス、パチンコ店や漫画喫茶などは利用しないこと
 - ・公園などは、すいている時間や場所を選ぶとともに、人との距離を十分にとり、マスクは必ず着用すること
 - ・旅行や帰省などにより移動しないこと
- ※ これらのお願いについては、ご家族にも同様に徹底をお願いします

また、新潟県からは、社員および協力企業の方々の大型連休中の行動について不安があるとの声をいただいております。

誠に、心苦しいお願いではありますが、連休中の個人個人の行動につきまして、厳しい自制を強くお願いします。

2020年4月27日

柏崎市長
櫻井 雅浩 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長
小早川 智明

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について

貴市において、当社社員およびその家族、計5名が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、地域の皆さまに大変なご心配をおかけしていること、また医療関係の皆さまに大変なご負担をおかけしていることを心よりお詫び申し上げます。

貴職から要請文、コメントをいただき、新型コロナウイルス感染拡大防止への追加対策として、添付資料の通り、取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

引き続き、当社社員、関係会社社員、協力企業社員が一体となり、地域の皆さまのご不安を解消すべく、感染拡大防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について

以 上

福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所における
保安規定変更認可申請書の補正について

2020年5月1日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、新検査制度導入に伴う原子炉等規制法の改正に伴う変更を反映するため、2020年2月27日に、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

その後実施された新規制基準適合性に係る審査会合等にてご指摘いただいた内容を反映し、本日、同委員会に補正書を提出しております。

【主な補正内容】

- ・記載の明確化、適正化
- ・既認可内容の反映（柏崎刈羽原子力発電所のみ）

当社は、引き続き同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策強化期間の実績および今後の対策について

2020年5月11日

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部

柏崎刈羽原子力発電所

新潟本部および柏崎刈羽原子力発電所では、社員による新型コロナウイルス感染症への感染が続いたことを踏まえ、感染リスクを低減する対策強化期間として、5月10日までの概ね2週間を目途に、4つの追加対策を実施することといたしました。

(4月27日お知らせ済み)

本日、対策強化期間における実績と今後の対策についてとりまとめましたので、お知らせいたします。

対策強化期間を通じて、感染リスクの低減を行いましたが、新たな感染者は発生しておりません。その状況を踏まえ、対策強化期間における社員、関係会社、協力企業のみなさまに対する行動自粛の徹底を継続するとともに、新たな対策も実施した上で、工事については、今月12日から段階的に再開してまいります。

引き続き、関係会社、協力企業のみなさまと一体となり、感染拡大防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

添付資料① 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策強化期間の実績および今後の対策

添付資料② 柏崎刈羽原子力発電所安全推進協議会「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する追加対策実施後の工事再開について」

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部 渉外・広報部 報道グループ
025-283-7461（代表）

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する 対策強化期間の実績および今後の対策

2020年5月11日
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部
柏崎刈羽原子力発電所

対策強化期間の実績および今後の対策（概要）

1

5月10日までの概ね2週間を感染リスクを低減する対策強化期間に設定

➤ **下記、追加対策を社員、関係会社・協力企業のみなさまが徹底・実行できたことを確認**

対策①保健所調査へのより一層の協力と東電社員への対策強化

対策②関係会社、協力企業のみなさまへの対策強化

対策③工事の中断

対策④医療関係者への負担軽減協力

➤ **対策強化期間において、新たな感染者は確認されず**

※なお、発電所における感染者2名と業務上接点のあった社員等について、保健所のご判断によりPCR検査を実施した結果、全員が陰性

➤ **今後も当面の間、感染予防対策を継続し、感染リスク低減に努める**

対策①、対策②：社員、関係会社・協力企業のみなさまの行動自粛

- **社員、関係会社・協力企業のみなさまの行動遵守状況について毎日確認（行動自粛徹底、行動履歴の把握）**
- **社員について5月10日までの祝日を所定勤務日とし、在宅勤務の徹底**

＜行動遵守状況の確認＞

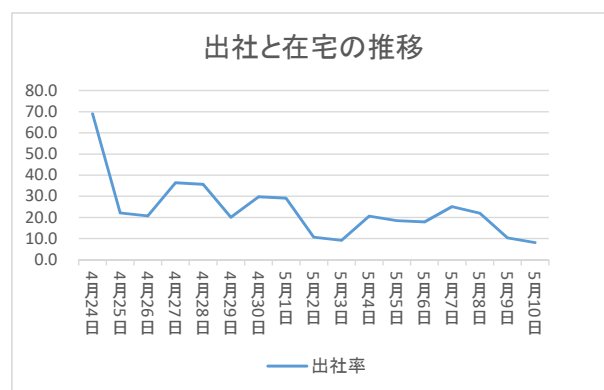
社員、関係会社・協力企業のみなさまについて県外往来の状況や飲食店等不特定多数の方と接触する場所等への行動履歴の確認

- ・事前活動計画および結果の報告
- ・毎日の行動遵守状況の把握

生活維持以外での外出抑制ができたことを確認

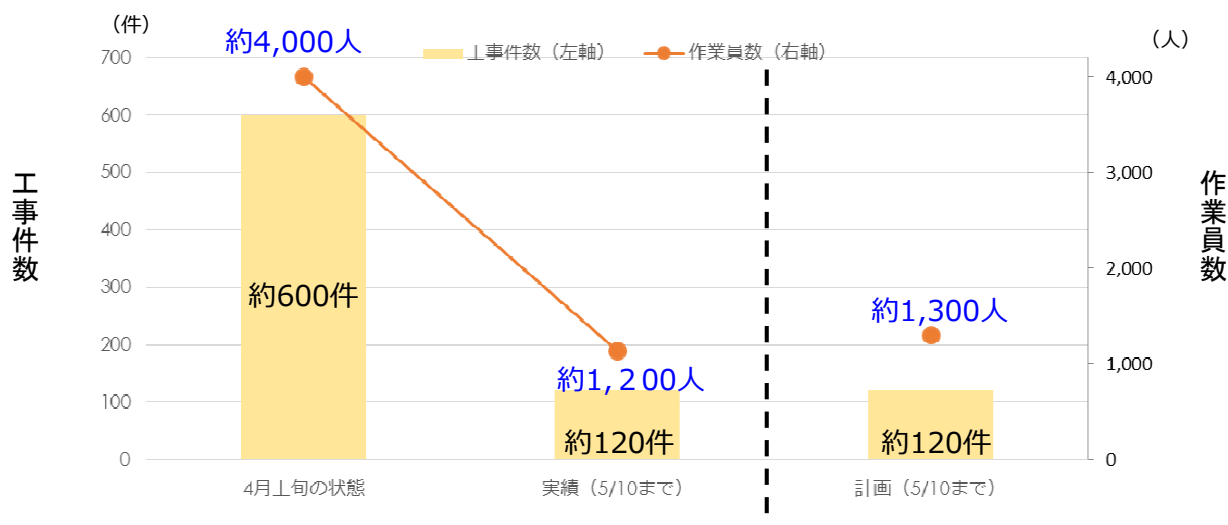
＜社員の出勤率の推移＞

- ・出勤率：約20%（5/10現在）
（新潟本部およびKK全所員約1,200人を抽出）



対策③：工事の中断

- **工事件数については計画どおり約120件で推移**
- **作業員数も約1,300人の計画に対し平均約1,200人に抑制**



工事については、感染防止・拡大対策を徹底の上、5月12日以降、段階的に再開。再開にあたっては、引き続き感染予防策（スライド5参照）を徹底し、その徹底状況を踏まえ、5月末までに4月27日以前の状態に段階的に戻すことを検討。

対策④：医療機関への負担軽減協力

➤ 当社産業医による初期対応やPCR検体採取の実施

＜感染疑い者への対応＞

- ・当社診療所が初期対応窓口となり、市中の病院を介すことなく、適宜、保健所へ情報提供（病状やこれまでの経過）

⇒「柏崎PCR検査センター」（ドライブスルー方式、5月中旬開設予定）
開設後は、必要に応じて同センターへの紹介状を作成するなど、
感染者の早期発見に努める

- ・4月29日 保健所の要請に応え、当社産業医にて発電所所員のPCR検体採取を実施（検査結果は全員陰性）



＜電離健康診断への対応＞

- ・4月29日 電離健診*の受診者集中による地元医療機関への混雑を避けるため、協力企業に対し、厚労省通達を踏まえて健診を7月以降に延期するよう依頼
- ・7月以降については、健診委託業者による当社施設等での実施を含め、混雑回避に向けた計画的な作業員の電離健診の実施を検討中

* 電離放射線健康診断とは、放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対して行われる健康診断であり、雇入れの際または当該業務への配置替えの際およびその後6か月以内ごとに1回、定期に受診しなければならない。

感染拡大防止に向けた今後の対策

1. 感染予防対策の継続

- ・以前より実施の「出社前検温の実施」、「通勤・就業時のマスク着用の義務化」、「テレワーク移行による従業員同士の接触回避」などを徹底しつつ、**対策強化期間で実施していた行動履歴の把握および行動自粛の徹底も当面の間、引き続き実施**

2. 工事の再開にあたっての対策

- ・**新たに当発電所の工事に従事する方々について、過去2週間の行動履歴を把握し、不特定多数の方と接触する場所等への行動履歴がないことを確認**
- ・県外からの往来は引き続き原則禁止とするが、工事都合によりやむを得ず新潟県外から移動して工事に従事する方々は、**所定の場所に2週間滞在のうえ発電所と滞在場所の行動に限定することや、食事や休憩所を分けるなど、地域の皆さまや他の作業員と接触することがないように対策を実施**

3. 体調不良者および感染疑い者等が出た場合

- ・体調不良者が出た場合、発熱の段階で速やかに自宅待機を指示。また、行動履歴を踏まえ接触者にも自宅待機、外出禁止を指示し、行動履歴が追えるようなエビデンス管理を協力会社とともに徹底
- ・感染疑い者が出た場合、行動履歴を速やかに保健所へ提出し、保健所の調査に最大限協力

上記1、2の対策については、安全推進協議会（発電所構内の元請協力企業62社で構成）一同で徹底することを宣言。（別紙参照）

(参考) 作業現場での対策状況 (3密回避)



入退域等を行う列の離隔確保 (床表示)



警備員の特注縦長フェイスガード



テープを用いた休憩室座席の離隔確保

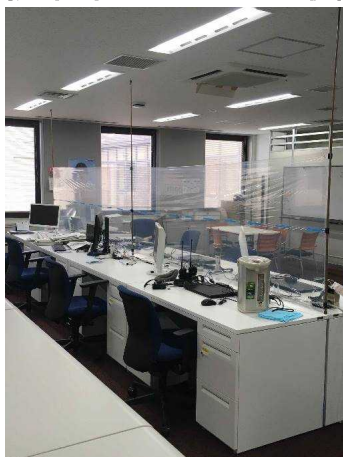
(参考) 発電所事務本館における対策状況



事務本館入口に消毒液設置



執務エリア入口の制限



ビニールのパーテーション設置



食堂の座席制限 (対面着座禁止)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する 追加対策実施後の工事再開について

柏崎刈羽原子力発電所所員およびその家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、地域の皆さまに大変なご心配をおかけしていること、また医療関係の皆さまに大変なご負担をおかけしていることを心よりお詫び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染を防止するため、4月27日から5月10日を対策強化期間として、発電所で従事する者全員に対し不特定多数の方と接触する場所かつマスクを外す必要のある場所への行動の自粛、新潟県外から新潟県内への移動の禁止等を徹底してまいりました。また、この間、発電所の安全を確保するために必要な作業や法令上必要な点検以外の工事を中断することにより、発電所で従事する者同士の接触を極力削減してまいりました。

対策強化期間を通じて、新たな感染者は発生しておらず、対策強化期間における行動自粛等についても徹底・実行できたことを確認しております。今後も当面の間、これまでの行動自粛等の対策を継続し感染リスク低減に努めるとともに、以下の対策を講じた上で段階的に工事を再開いたします。

- ・ 新たに当発電所の工事に従事する者について、過去2週間の行動履歴を把握し、不特定多数の方と接触する場所かつマスクを外す必要のある場所の行動履歴がないことを確認する。
- ・ 県外からの往来は引き続き原則禁止とするが、工事都合によりやむをえず新潟県外から移動して工事に従事する者は、所定の場所に2週間滞在のうえ発電所と滞在場所の行動に限定することや、食事や休憩所を分けるなど、地域の皆さまや他の作業員と接触することが無いよう対策を実施する。

地域の皆様にご心配をおかけすることのないよう、以上の内容について当所安全推進協議会一同で徹底してまいります。

2020年5月11日
柏崎刈羽原子力発電所
安全推進協議会
会長 石井 武生

(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 安全推進協議会 会員・準会員 一覧

<会員企業> 42社

東京電力ホールディングス株式会社	東電不動産株式会社
東京パワーテクノロジー株式会社	新潟総合警備保障株式会社
株式会社関電工	清水建設株式会社
株式会社東京エネシス	鹿島建設株式会社
東芝エネルギーシステムズ株式会社	株式会社竹中工務店
日立GEニュークリア・エナジー株式会社	株式会社福田組
株式会社アトックス	株式会社日立システムズパワーサービス
岡野バルブ製造株式会社	東京レコードマネジメント株式会社
ウツエバルブサービス株式会社	株式会社植木組
新日本空調株式会社	日本原子力防護システム株式会社
新潟環境サービス株式会社	マグナ通信工業株式会社
刈共株式会社	日本フェンオール株式会社
オルガノ株式会社	株式会社清田工業
株式会社IHI	大成建設株式会社
東芝プラントシステム株式会社	株式会社安藤・間
株式会社日立プラントコンストラクション	五洋建設株式会社
株式会社宇徳	奥村特定共同企業体
柏崎刈羽原子力メンテナンス協同組合	株式会社ダイヤコンサルタント
ニチアス株式会社	前田建設・植木組特定共同企業体
株式会社阪和	西松・福田特定共同企業体
東京防災設備株式会社	東電フュエル株式会社

<準会員企業> 20社

日本エヌ・ユー・エス株式会社	日本ギア工業株式会社
東北工業株式会社	日本検査株式会社
建装工業株式会社	東電設計株式会社
株式会社東京ソイルリサーチ	株式会社IHI回転機械エンジニアリング
株式会社阪神コンサルタンツ	原電エンジニアリング株式会社
石高建設株式会社	日揮株式会社
丸高建設株式会社	株式会社NIPPO
株式会社阿部建設	三菱重工業株式会社
東洋エンジニアリング株式会社	四電エンジニアリング株式会社
柳田産業株式会社	三井物産プラントシステム株式会社

以上

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月13日

東京電力ホールディングス株式会社

昨日、東京都千代田区の事業所に勤務している東京電力フュエル&パワー株式会社の社員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

当社グループ※では現在、新型コロナウイルス感染症に対して当社社長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による電力供給および発電所の安定的な運営、ならびに廃炉作業の安全確保に影響はございません。

引き続き、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施してまいります。

1. 事業所・感染者数

東京電力フュエル&パワー株式会社 本社 1名

2. 対応内容

- ・感染者が勤務していた執務室内の消毒
- ・感染者と同じ執務室内で勤務していた社員・関係職員の自宅待機指示

3. 主な感染拡大防止対策

- 出社前検温の実施
- 通勤・就業時におけるマスク着用の義務化
- 優先業務以外は在宅勤務の検討・実施

※東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブル株式会社の5社

以上

(補足)

濃厚接触者については、現在、保健所に確認中ですが、現時点において新潟県内事業所の当社グループ社員について、当該社員との濃厚接触者は確認されておられません。

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461 (代表)

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月14日

東京電力ホールディングス株式会社

昨日、東京都千代田区の事業所に勤務している東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、東電FP）の役員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

今回の結果を受け、東電FPにおける新型コロナウイルス感染症の感染者は合計2名となりました。

（1人目の罹患者については、2020年4月13日にお知らせ済み）

当社グループ※では現在、新型コロナウイルス感染症に対して当社社長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による電力供給および発電所の安定的な運営、ならびに廃炉作業の安全確保に影響はございません。

引き続き、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施してまいります。

1. 事業所・感染者数

東京電力フュエル&パワー株式会社 本社 1名（合計2名）

2. 対応内容

- 感染者が勤務していた執務室およびフロア内動線の消毒
- 感染者と同じ執務室・フロア内で勤務していた社員・関係職員への原則在宅勤務または自宅待機指示

3. 主な感染拡大防止対策

- 優先業務以外は原則在宅勤務を実施
- 出社が必要な場合は、出社前検温の実施および通勤・就業時におけるマスク着用の義務化

※東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社の5社

(補足)

濃厚接触者については、現在、保健所に確認中ですが、現時点において新潟県内事業所の当社グループ社員について、当該役員との濃厚接触者は確認されておりません。

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461 (代表)

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月15日

東京電力ホールディングス株式会社

本日、東京都新宿区の事業所に勤務している東京電力エナジーパートナー株式会社の社員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

当社グループ※では現在、新型コロナウイルス感染症に対して当社社長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による電力供給および発電所の安定的な運営、ならびに廃炉作業の安全確保に影響はございません。

引き続き、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施してまいります。

1. 事業所・感染者数

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京カスタマーセンター 社員 1名

2. 対応内容

- 感染者が勤務していた執務室内の消毒
- 感染者の周辺で勤務していた社員の自宅待機指示

3. 主な感染拡大防止対策

- 優先業務以外は原則在宅勤務を実施
- 出社前検温の実施および通勤・就業時におけるマスク着用の義務化

※東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社の5社

以上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461 (代表)

現時点において新潟県内事業所の当社グループ社員について、当該社員との濃厚接触者は確認されておられません。

2020年3月期決算発表日の変更について

2020年4月17日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、4月30日に2020年3月期決算発表を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社グループ会社において決算業務に遅延が生じております。

現在、国内外における新型コロナウイルス感染拡大状況や政府による緊急事態宣言を踏まえ、東京電力グループとして、感染拡大防止に向けたテレワークの更なる拡充等に取り組んでおり、従来とは異なる環境下において決算手続きに万全を期す観点から、決算発表日を5月15日15時に延期することといたしました。

関係者の皆さまにおかれましては、ご迷惑やご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月19日

東京電力ホールディングス株式会社

東京都千代田区の事業所に勤務している東京電力ホールディングス株式会社の社員1名、東京電力フュエル&パワー株式会社の社員1名および東京都新宿区の事業所に勤務している東京電力エナジーパートナー株式会社の社員1名の計3名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

当社グループ※では現在、新型コロナウイルス感染症に対して当社社長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による電力供給および発電所の安定的な運営、ならびに廃炉作業の安全確保に影響はございません。

引き続き、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施してまいります。

1. 事業所・感染者数

東京電力ホールディングス株式会社

本 社 社員 1名

東京電力フュエル&パワー株式会社

本 社 社員 1名

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京カスタマーセンター 社員 1名

2. 対応内容

- 感染者が勤務していた執務室およびフロア内動線の消毒
- 感染者と同じ執務室・フロア内（東京カスタマーセンターは同じ建屋）で勤務していた社員・関係職員への原則在宅勤務または自宅待機指示

3. 主な感染拡大防止対策

- 優先業務以外は原則在宅勤務を実施
- 出社前検温の実施および通勤・就業時におけるマスク着用の義務化

4. これまでの感染者公表状況

4月7日	東京電力パワーグリッド株式会社	社員1名
4月13日	東京電力フュエル&パワー株式会社	社員1名
4月14日	東京電力フュエル&パワー株式会社	役員1名
4月15日	東京電力エナジーパートナー株式会社	社員1名
4月18日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名 計5名

※東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社の5社

以上

(補足)

濃厚接触者については、現在、保健所に確認中ですが、現時点において新潟県内事業所の当社グループ社員について、当該社員との濃厚接触者は確認されておりません。

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461 (代表)

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月22日

東京電力ホールディングス株式会社

本日、新潟県柏崎市の事業所に勤務している当社社員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

当社グループ※では現在、新型コロナウイルス感染症に対して当社社長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による電力供給および発電所の安定的な運営、ならびに廃炉作業の安全確保に影響はございません。

引き続き、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施してまいります。

1. 事業所・感染者数

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 社員 1名

(柏崎刈羽原子力発電所に勤務する社員ではありません。)

2. 対応内容

- 感染者が勤務していた執務室内の消毒
- 感染者の周辺で勤務していた社員の自宅待機指示

3. 新潟本部における主な感染拡大防止対策

- 優先業務以外は原則在宅勤務を実施
- 出社前検温の実施および通勤・就業時におけるマスク着用の義務化
- 新潟県外への業務上の往来を原則禁止
- 新潟県外への往来があった社員は、新潟県内に戻ってから2週間、不要不急の外出を控えるとともに在宅勤務を実施
- 柏崎刈羽原子力発電所所員との接触を極力控える

※東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社の5社

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

特別事業計画の変更の認定について

2020年4月24日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、2019年10月23日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年3月30日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

参 考：新々・総合特別事業計画（抄）

※参考資料については当社ホームページを参照願います。

URL：<https://www.tepco.co.jp/press/release/2020/pdf2/200424j0102.pdf>

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額は5,287億円増加し、11兆8,822億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- 出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長による増加等
…約476億円
- 除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約4,811億円

以上

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年4月25日

東京電力ホールディングス株式会社

本日、新潟県柏崎市の事業所に勤務している当社社員1名がPCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認しましたので、お知らせいたします。

当社グループ*では現在、新型コロナウイルス感染症に対して当社社長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事業継続計画および感染予防・拡大防止対策等を実施しており、本件による電力供給および発電所の安定的な運営、ならびに廃炉作業の安全確保に影響はございません。

引き続き、保健所の指導に基づき適切に対応するとともに、感染拡大防止対策を継続して実施してまいります。

1. 事業所・感染者数

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本部 社員 1名

(柏崎刈羽原子力発電所に勤務する社員ではありません。)

2. 対応内容

- 感染者が勤務していた執務室内の消毒
- 感染者の周辺で勤務していた社員の自宅待機指示

3. 新潟本部における主な感染拡大防止対策

- 優先業務以外は原則在宅勤務を実施
- 出社前検温の実施および通勤・就業時におけるマスク着用の義務化
- 新潟県外への業務上の往来を原則禁止
- 新潟県外への往来があった社員は、新潟県内に戻ってから2週間、不要不急の外出を控えるとともに在宅勤務を実施
- 柏崎刈羽原子力発電所所員との接触を極力控える

4. これまでの感染者公表状況

4月7日	東京電力パワーグリッド株式会社	社員1名	
4月13日	東京電力フュエル&パワー株式会社	社員1名	
4月14日	東京電力フュエル&パワー株式会社	役員1名	
4月15日	東京電力エナジーパートナー株式会社	社員1名	
4月18日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	
4月19日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	
〃	東京電力フュエル&パワー株式会社	社員1名	
〃	東京電力エナジーパートナー株式会社	社員1名	
4月22日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	
4月24日	東京電力ホールディングス株式会社	社員1名	計10名

※東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社の5社

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無などに係る
追加的な報告徴収への報告について

2020年4月30日

東京電力ホールディングス株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力ホールディングス株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社は、関西電力株式会社の事案^{*}に類似する事案の有無およびコンプライアンス遵守への取り組み等を2020年4月17日に経済産業大臣へ報告いたしました(2020年4月17日お知らせ済)。

そうしたところ、4月21日に経済産業大臣から、関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無などについて追加的に報告を求められたことを受け、本日、経済産業大臣へ報告いたしましたのでお知らせいたします。

調査範囲を拡大した今回の報告においても関西電力株式会社の事案に類似する事案は確認されなかったこと等を別紙のとおり報告しております。

東京電力グループは、原子力データ改ざんの不祥事が発生した2002年に、社外有識者の方を委員に含む企業倫理委員会を設置し、企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着に向けて取り組んでいるところであり、引き続き、一層のコンプライアンス強化を図るとともに、適切な事業運営を行ってまいります。

(別紙)

- ・ 関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無などに係る追加的な報告徴収についての報告

(令和2年4月30日 東京電力ホールディングス株式会社)

- ・ 電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について(報告)

(令和2年4月30日 東京電力パワーグリッド株式会社)

以上

※役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本部 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無など
に係る追加的な報告徴収についての報告

令和2年4月30日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 報告の経緯

令和2年4月6日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の役職員による金品受領等の事案を踏まえ経済産業大臣が令和元年9月27日に関西電力に対して発出した報告徴収命令に対する回答の内容に類似する事案の有無等についての報告徴収が発出された。

このため当社は、所要の調査等を行い、令和2年4月17日に経済産業大臣に対して類似する事案が確認されなかったことなどを報告（以下、「前回報告徴収に対する報告」という。）した。

そうしたところ、令和2年4月21日に経済産業大臣から当社に対して、「電力会社全体として、消費者を始めとする関係者に対する説明責任を一層果たしていくとともに、電気事業の信頼回復に向けた取組に万全を期す観点から」として、追加的に、以下を内容とする報告徴収（以下、「本報告徴収」という。）が発出された。

このため当社は、令和2年4月21日から4月30日にかけてあらためて所要の調査を行い、本報告徴収に対する報告を取り纏めた。

なお、本報告の内容については、令和2年4月30日に取締役会に報告している。

2. 本報告徴収において報告することを求められた事項

本報告徴収において報告することを求められた事項は以下のとおりである。

- ・ 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について
 - ※ 現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
 - ※ 内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。
- ・ 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について
 - ※ 現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
 - ※ 報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

3. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無に関する調査

(1) ヒアリング調査

①実施者

監査委員と内部監査部門が連携して調査を実施した。

②調査方法

聞き取りによる調査を実施した。

なお、経済産業大臣から本報告徴収が発出された時点において、すでに新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）から緊急事態宣言が発出され、東京都においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、職場への出勤を含む徹底した外出自粛の要請がなされていた。このため、対面による聞き取りを避け、原則として電話及び電子メールによる聞き取りとすることとした。

③調査対象者

(i) 現役の役員及び過去10年間の役員経験者

平成22年4月から令和2年4月までの間に、以下の役職に就いた経歴を有する者（53名）に対して調査を実施した。

a. 会長及び社長（社外取締役であった者を含む）

b. aを除く取締役、監査役及び執行役であった者（ただし、社外取締役及び社外監査役であった者を除く）

また、現役の役員及び過去10年間の役員経験者の一部（27名）については、令和2年4月7日から令和2年4月16日にかけて調査を行い、金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

(ii) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者

当社は、規程・マニュアルにおいて、取引の公平・公正・中立を保つため、原則として工事所管箇所とは独立した組織である契約箇所が契約手続きを行うこと及び契約に関する職務権限は契約箇所のグループマネージャー以上の役職員が有することを定めている。このため、平成22年4月から令和2年4月までの間に本社契約箇所のグループマネージャー以上の役職に就いた経歴を有する社員（108

名)を工事発注・契約に係る実質的な権限を有する者として調査することとした。

また、工事所管箇所は引当予算額が少額であるものなど一部の契約について契約手続きを行うことが認められていることなどから、平成22年4月から令和2年4月までの間に、主要な工事所管箇所における以下の役職に就いた経歴を有する者(143名)を資材発注に影響を及ぼし得る者として、補足的に調査対象とした。

- a. 本社流通部門、火力・燃料部門及び原子力部門の部長及び総括業務担当グループマネージャー
- b. 原子力発電所長
- c. 支店長
- d. 火力事業所長

なお、今回の調査対象者を含む現役の原子力・立地部門の特別管理職等及び原子力・立地部門以外の役付の特別管理職等(約1,100名)については、前回報告徴収に対する報告までに調査を行い、不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

④調査項目

(i) 役職員による金品受領の有無

- ・工事や地域対応にあたり、取引先・地元など関係者から時期・金額に照らすと外形的には発注に直結するとみられるような贈答・接待を受けたことがあるか
- ・そのほか社会通念上好ましくない贈答や接待を受けたことがあるか

(ii) 不適切な工事発注・契約の有無

- ・個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定金額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束したことや現在または将来の工事等に関する案件名、工事等の内容、発注・施工の時期、費用の概算額などの情報を提供したことがあるか
- ・購買・委託・工事契約について、他に特命発注とすべき合理的理由がないにもかかわらず、特命発注を行ったことがあるか
- ・その他、適正性が疑われるような事例があるか

⑤調査結果

331名の対象者に対し、328名から回答を得て、いずれも「無し」との回答を得た（回答率99.1%）。なお、対象者と回答者の内訳は以下のとおり。

(i) 現役の役員及び過去10年間の役員経験者

対象者：80名 回答者：80名

(ii) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者

対象者：251名 回答者：248名

※回答を得られなかった者はいずれも退職者であり、その理由は死亡（2名）及び病氣療養中（1名）のためであった。

(2) 内部通報窓口に関する記録調査

①実施者

総務・法務部門（コンプライアンス担当）

②調査方法

平成22年4月から令和2年3月までの間に企業倫理相談窓口に寄せられた案件（計1,459件）のうち、関西電力の事案に類似する事案の有無について資料を精査した。

③調査結果

無し

4. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無に関する調査

(1) ヒアリング調査

①実施者

監査部門及び秘書部門

②調査方法

聞き取りによる調査を実施した。

なお、電話による聞き取りとした理由は3.(1)②に記載したとおりである。

③調査対象者

平成22年4月から令和2年4月までの間に、会長及び社長の職に就いた経歴を有する者（社外取締役であった者を含む）（8名）に対して調査を実施した。

④調査項目

東北地方太平洋沖地震後の経営の効率化・合理化のために行われたものなど、役員報酬の返上・減額について、当該返上・減額分を事後的に補填したまたはされたことの有無

⑤調査結果

8名から回答を得て（回答率100.0%）、いずれも「無し」との回答であった。

(2) 役員報酬に関する記録調査

①実施者

秘書部門

②調査方法

平成22年4月から令和2年4月までの間の役員報酬に関する承認書等の資料を精査した。

③調査結果

無し

5. 本報告徴収に対する報告

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無

無し

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

無し

以 上

電気事業法第 106 条第3項の規定に基づく
報告徴収について(報告)

令和 2 年 4 月 30 日

東京電力パワーグリッド株式会社

目次

1. 本報告の経緯
2. 報告を求められた事項
3. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無の調査
 - (1) ヒアリング調査
 - (2) 内部通報窓口に関する記録調査
4. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無の調査
 - (1) ヒアリング調査
 - (2) 役員報酬に関する記録調査
5. 本報告徴収に対する報告

1. 本報告の経緯

令和2年4月6日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の役職員による金品受領等の事案を踏まえ経済産業大臣が令和元年9月27日に関西電力に対して発出した報告徴収命令に対する回答の内容に類似する事案の有無等についての報告徴収が発出された。

当社は所要の調査、事実関係の整理等を行い、令和2年4月17日に経済産業大臣に対して類似する事案が確認されなかったこと等の報告を行ったが、令和2年4月21日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、追加的に報告徴収（以下、「本報告徴収」という。）が発出されたことに伴い、令和2年4月21日から4月30日にかけて、報告を求められた事項について、あらためて所要の調査、事実関係の整理等を行い、本報告徴収に対する報告を取り纏めた。

なお、本報告の内容については、会社法第372条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日に取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項として通知している。

2. 報告を求められた事項

本報告徴収において報告を求められた事項は以下のとおり。

- (1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について
 - ・現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
 - ・内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。

- (2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について
 - ・現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
 - ・報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

3. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無の調査

(1) ヒアリング調査

①調査の実施者

当社監査役及び内部監査部門。

一部、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「ホールディングス」という）の監査部門等。

②調査対象者と調査方法

i. 現役の役員及び過去 10 年間の役員経験者

平成 28 年 4 月（事業開始時）から令和 2 年 4 月までの間、現役の役員等を除き、以下の役職に就いた経歴を有する者 6 名に対して調査を実施した。

a. 社長

社長経験者 1 名に対しては、ホールディングス監査委員がヒアリングを実施した。

b. 「a.」を除く取締役及び監査役

取締役及び監査役経験者 5 名のうち 3 名は監査役が、2 名はホールディングス監査委員がヒアリングを実施した。

また、現役の役員等 11 名（取締役 7 名、監査役 2 名、技監 1 名、参与 1 名）については、令和 2 年 4 月 6 日から令和 2 年 4 月 16 日にかけて調査を行い、金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

ii. 工事資材発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去 10 年間の当該役職員経験者

当社は、規程・マニュアルにおいて、取引の公平・公正・中立を保つため、原則として工事所管箇所とは独立した組織である契約箇所が契約手続きを行うこと及び契約に関する職務権限は契約箇所のグループマネージャー以上の役職員が有することを定めている。

このため、平成 22 年 4 月から令和 2 年 4 月までの間（※）に本社契約箇所の所長及びグループマネージャーの役職に就いた経歴を有する社員 60 名を工事発注・契約に係る実質的な権限を有する者として調査することとした。

また、工事所管箇所は引当予算額が少額であるものなど一部の契約について契約手続きを行うことが認められていることなどから、平成 22 年 4 月から令和 2 年 4 月までの間（※）に主要な工事所管箇所であ

る本社流通部門における部長および総括業務担当グループマネージャーの役職に就いた経歴を有する者 19 名を資材発注に影響を及ぼし得る者として、補足的に調査対象とした。

なお、今回の調査対象者を含む現役の役付の特別管理職（1,262 名）については、令和 2 年 4 月 6 日から令和 2 年 4 月 16 日にかけて調査を行い、不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

※平成 28 年 4 月（事業開始時）以降の調査対象者に加え、会社設立前の当該調査対象に相当する役職経験者も対象とした。

③調査項目

i. 役職員による金品受領の有無

- ・工事や地域対応にあたり、取引先・地元など関係者から時期・金額に照らすと外形的には発注に直結するとみられるような贈答・接待を受けたことがあるか。
- ・その他社会通念上好ましくない贈答や接待を受けたことがあるか。

ii. 不適切な工事発注・契約の有無

- ・個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定金額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束したことや現在または将来の工事等に関する案件名、工事等の内容、発注・施工の時期、費用の概算額などの情報を提供したことがあるか。
- ・購買・委託・工事契約について、他に特命発注とすべき合理的理由がないにもかかわらず、特命発注を行ったことがあるか。
- ・その他、適正性が疑われるような事例があるか。

④調査結果

96 名の対象者全てから「無し」との回答を得た（回答率 100.0%）。

なお、対象者と回答者の内訳は以下のとおり。

(i) 現役の役員等及び過去 4 年間（事業開始以降）の役員経験者

対象者：17 名 回答者：17 名

(ii) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去 10 年間の当該役職員経験者

対象者：79 名 回答者：79 名

(2) 内部通報窓口に関する記録調査

①調査の実施者

ホールディングスの総務・法務部門（コンプライアンス担当）

②調査方法

当社は、企業倫理相談窓口をホールディングスに一元化しているため、平成22年4月から令和2年3月までの間に企業倫理相談窓口に寄せられた案件（計1,459件）のうち、関西電力の事案に類似する事案の有無について、ホールディングスの総務・法務部門（コンプライアンス担当）が資料を精査した。

③調査結果

無し

4. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無の調査

(1) ヒアリング調査

①調査の実施者

ホールディングスの監査部門及び秘書部門

②調査対象者と調査方法

平成28年4月（事業開始時）から令和2年4月までの間に、社長の職に就いた経歴を有する者2名に対して、ホールディングスの監査委員がヒアリング調査を実施した。

③調査項目

東北地方太平洋沖地震後の経営の効率化・合理化のために行われたものなど、役員報酬の返上・減額について、当該減額・返上分を事後的に補填した、またはされたことの有無。

④調査結果

2名から回答を得て（回答率100.0%）、いずれも「無し」との回答を得た。

(2) 役員報酬に関する記録調査

①調査の実施者

ホールディングスの秘書部門

②調査方法

平成28年4月（事業開始時）から令和2年4月までの間の役員報酬に関する承認書等の資料について、ホールディングスの秘書部門が精査した。

③調査結果

無し

5. 本報告徴収に対する報告

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無

無し

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

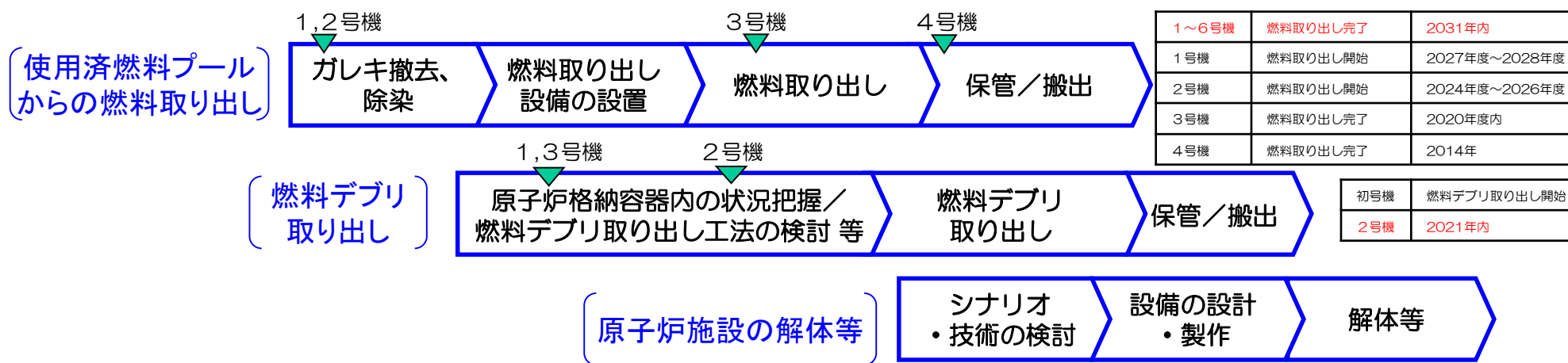
無し

以上

「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月に4号機が完了し、2019年4月15日より3号機の燃料取り出しを進めています。作業にあたっては、周辺環境のダスト濃度を監視しながら安全第一で進めます。引き続き、1、2号機の燃料取り出し、1～3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。

(注1) 事故により溶け落ちた燃料。



使用済燃料プールからの燃料取り出し

2019年4月15日より、3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しを開始しました。2020年度末の燃料取り出し完了を目指しガレキ撤去作業並びに燃料取り出し作業を進めています。



燃料取り出しの状況 (撮影日2019年4月15日)

取り出し完了燃料(体) 119/566 (2020/4/30時点)

～汚染水対策は、下記の3つの取り組みを進めています～

(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取り組み

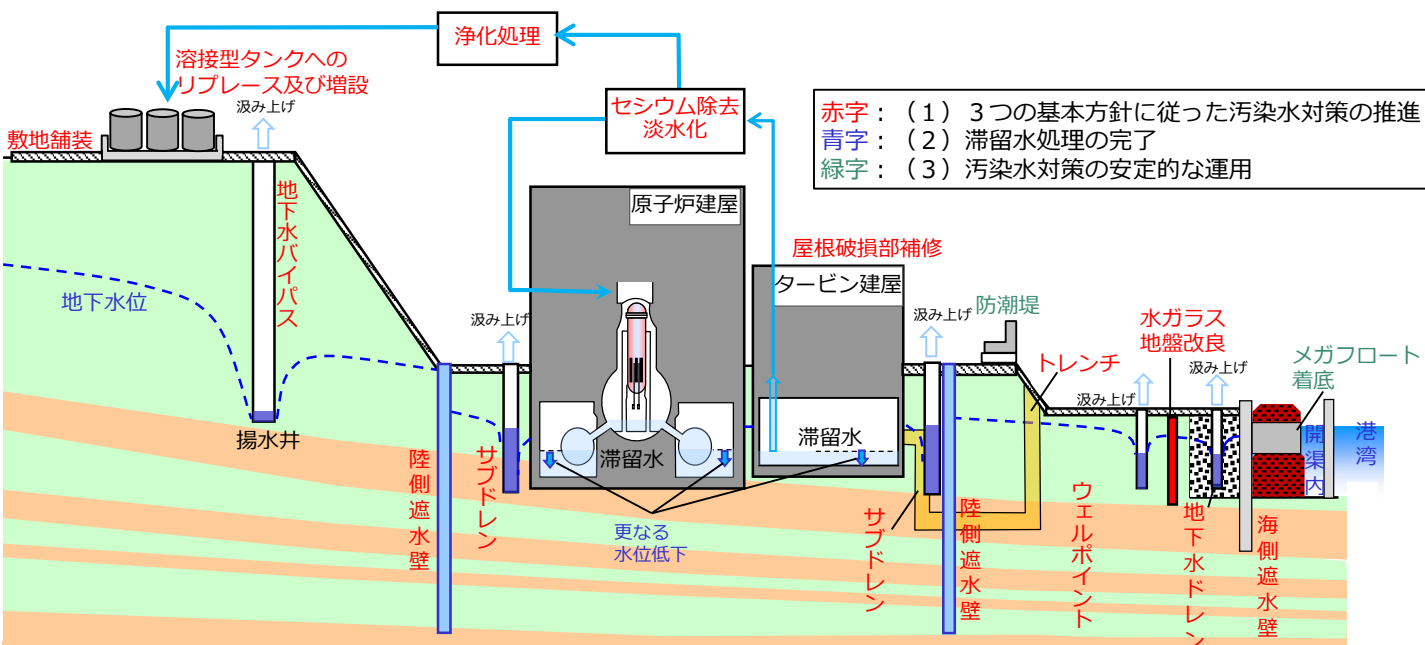
- 【3つの基本方針】
- ①汚染源を「取り除く」
 - ②汚染源に水を「近づけない」
 - ③汚染水を「漏らさない」

(2) 滞留水処理の完了に向けた取り組み

- ④建屋滞留水の処理
- ⑤滞留水中に含まれるα核種の濃度を低減するための除去対策
- ⑥プロセス主建屋、高温焼却炉建屋におけるゼオライト土壌に対する線量緩和対策、安全管理方法の検討

(3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取り組み

- ⑦津波対策や豪雨対策など大規模災害リスクに備え、必要な対策の計画的な実施
- ⑧汚染水対策の効果を将来にわたって維持するための設備の定期的な点検・更新
- ⑨燃料デブリ取り出しが段階的に規模が拡大することを踏まえ、必要に応じ、追加的な対策の検討



(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取り組み

- 多核種除去設備以外で処理したストロンチウム処理水は、多核種除去設備での処理を行い、溶接型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サブドレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の破損部の補修や構内のフェーシング等により、降雨時の汚染水発生量の増加も抑制傾向となり、汚染水発生量は、対策前の約540m³/日(2014年5月)から約170m³/日(2018年度)まで低減しています。
- 汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、**2020年内には150m³/日程度に、2025年内には100m³/日以下に抑制する計画**です。

(2) 滞留水処理の完了に向けた取り組み

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させ、1,2号機及び3,4号機間の連通部の切り離しを達成しました。また、水位低下の進捗により確認されたα核種については、性状把握や処理方法の検討を進めています。
- 2020年内に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滞留水処理を完了し、原子炉建屋については2022年度～2024年度に滞留水の量を2020年末の半分程度に低減させる計画**です。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下階に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土壌について、線量低減策及び安定化に向けた検討を進めています。

(3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取り組み

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策や防潮堤設置、メガフロートの移動・着底等の工事を進めています。また、豪雨対策として、土嚢設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。

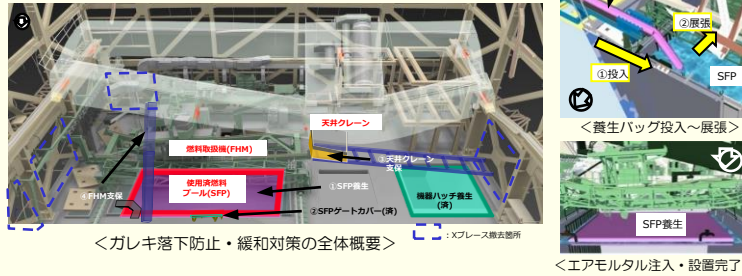
取り組みの状況

◆1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月、約15℃～約25℃※1で推移しています。
 また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく※2、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。
 ※1 号機や温度計の位置により多少異なります。
 ※2 1～4号機原子炉建屋からの放出による被ばく線量への影響は、2020年3月の評価では敷地境界で年間0.00014mSv/年未満です。
 なお、自然放射線による被ばく線量は年間約2.1mSv/年（日本平均）です。

1号機使用済燃料プール養生の設置へ

原子炉建屋オペフロ南側崩落屋根等の撤去にあたり、使用済燃料プール（以下、SFP）へのガレキ落下防止・緩和対策の一環として、SFP養生設置に向けた準備を進めています。本作業に先立ち、設置作業のモックアップ試験を実施しており、バッグの投入や展張に問題がないことを確認しました。現在はトレーニングを含め作業の最終確認を実施しております。

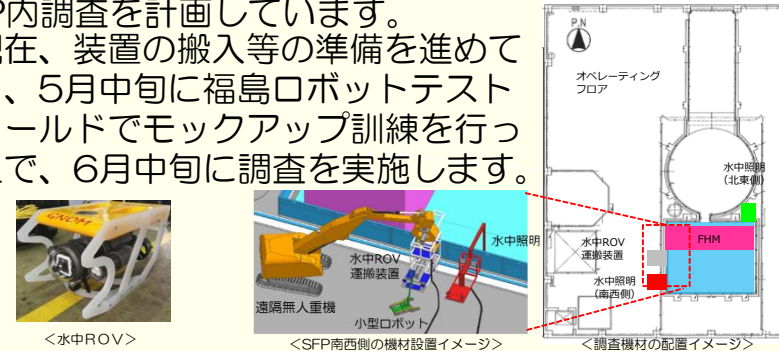
その後、6月中旬頃から、原子炉建屋東側より巻物状にした養生バッグをSFPに投入し、養生バッグを空気圧で展張させた後にエアモルタルを注入する事で、6月下旬頃には養生設置が完了する予定です。



2号機使用済燃料プール内調査を6月中旬に実施へ

使用済燃料プール（以下、SFP）からの燃料取り出しに向け、燃料上部や干渉物の有無等を確認するため、カメラを搭載した水中ROVを使用した、遠隔操作によるSFP内調査を計画しています。

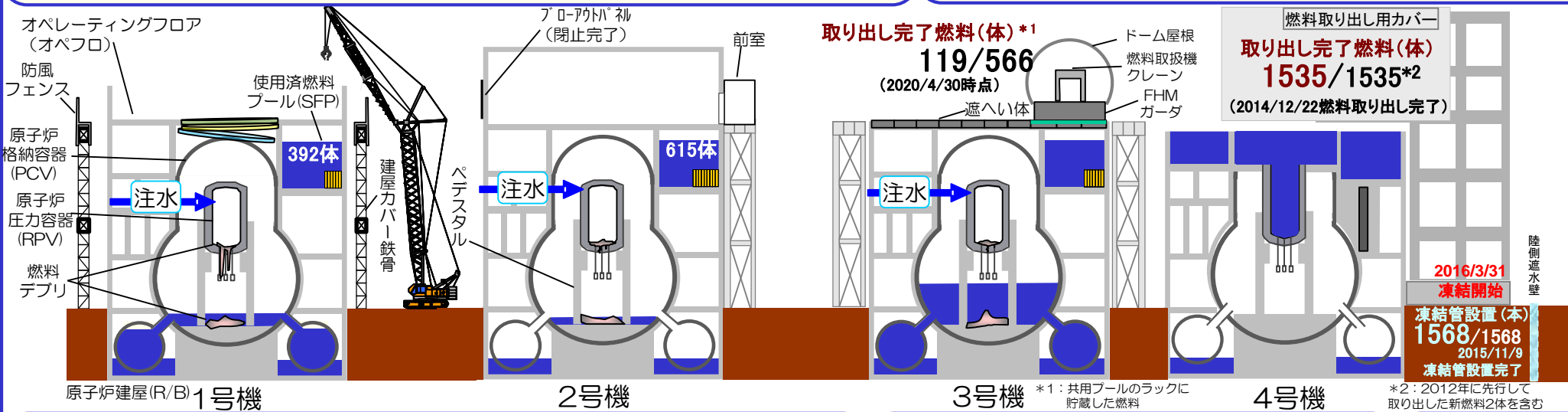
現在、装置の搬入等の準備を進めており、5月中旬に福島ロボットテストフィールドでモックアップ訓練を行った上で、6月中旬に調査を実施します。



3号機燃料取扱機等運転確認を含めた点検を実施

3月30日より法令に基づくクレーン点検に併せて燃料取扱機等の点検を実施中です。今年度は、昨年度の点検内容に加え、燃料取り出しを想定した一連の運転確認を実施します。

より安全かつ早期の取り出しに向けて、これまではガレキ撤去を先行実施しており、今後は、連続的に燃料取り出しを実施していくことから、点検後には作業員増員のための追加訓練を行い、早ければ5月下旬頃より、燃料取り出しを再開する予定です。



「関係者の御意見を伺う場」を開催

本年2月10日の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の報告書を踏まえ、今後、政府として多核種除去設備等処理水の取扱い方針を決定するため、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の御意見を伺う場を4月6日及び4月13日に開催し、4月6日～5月15日まで書面での意見募集を行っています。

1号機アクセスルート構築作業のうち原子炉格納容器内扉の孔開けが完了

1号機原子炉格納容器（以下、PCV）内部調査に向けたアクセスルート構築作業にて、PCV内干渉物切断に向けた事前調査として、切削が完了した孔からカメラを挿入して内部確認を行い、今後のPCV内干渉物切断作業に支障となるような障害物がないことを確認しました。

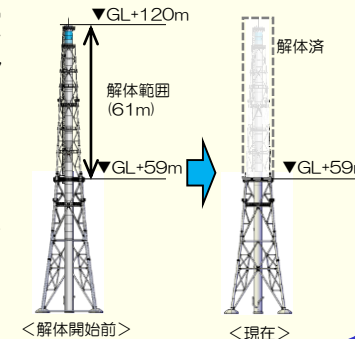
その後、内扉に3箇所目の孔（孔径約0.33m：図③）を開ける作業を行い、4月22日に完了しました。続くアクセスルート構築作業として、干渉物の切断を早ければ5月中旬頃より進める予定です。



1/2号機排気筒で予定していた23ブロック目までの解体完了

1/2号機排気筒は予定していた23ブロック目までの解体を4月29日に完了しました。今後、排気筒頂部からの雨水侵入防止のため、頂部に蓋を設置することを計画しています。

5月上旬の作業完了を目指して、引き続き、安全を最優先に作業を進めます。



新型コロナウイルス対策を徹底し作業継続

福島第一原子力発電所では、これまで出社前検温の実施やマスクの着用等、感染拡大防止対策を実施しており、4月27日時点で東京電力HD（株）社員および協力企業作業員に新型コロナウイルスの罹患者は発生していないことなどから、現段階では現場作業を継続していく予定です。

感染拡大防止のため、引き続き「三密」（密閉、密集、密接）回避を更に徹底するとともに、追加対策として4月29日から5月10日までの期間を感染リスク低減のための対策強化期間と位置づけ、東京電力HD（株）社員及び協力企業作業員に対して、県外との往来を含め不要不急の外出自粛を要請しております。引き続き、罹患者の発生・増加防止に努めて参ります。

主な取り組みの配置図



新型コロナウイルス対策を徹底し作業継続

「関係者の御意見を伺う場」を開催

※モニタリングポスト（MP-1～MP-8）のデータ
 敷地境界周辺の空間線量率を測定しているモニタリングポスト(MP)のデータ（10分値）は0.347μSv/h～1.266μSv/h（2020/3/26～2020/4/26）。
 MP-2～MP-8については、空間線量率の変動をより正確に測定することを目的に、2012/2/10～4/18に、環境改善（森林の伐採、表土の除去、遮へい壁の設置）の工事を実施しました。
 環境改善工事により、発電所敷地内と比較して、MP周辺の空間線量率だけが低くなっています。
 MP-6については、さらなる森林伐採等を実施した結果、遮へい壁外側の空間線量率が大幅に低減したことから、2013/7/10～7/11にかけて遮へい壁を撤去しました。

提供：日本スペースイメージング(株)2018.6.14撮影
 Product(C)[2018] DigitalGlobe, Inc.

ご質問への回答

<宮崎委員>

4月7日、東電グループで新型コロナウイルス感染者が発生したとの報告がありましたが、4月18日と22日に柏崎刈羽原発において東電社員2名の感染が明らかになりました。

柏崎刈羽原発は数千人以上の方が働き、中央制御室や緊急時対策部、施設機器管理部門等人手の抜けない要所に就いています。東電構内での対策についてお聞きします。

Q1. 国や県は新型コロナウイルス対策として、休業やテレ・ワーク等で、7割から8割外出しないように求めています。東電において、休業や出勤制限をどのように実施していますか。

- ①中止した工事、作業員を減らし続行している工事、減らさず行っている工事別に回答ください。中止の場合、作業員の解雇（契約解除）となっていることはありませんか。
- ②テレ・ワーク等自宅で仕事をしている人は何人いますか。全従業員の何%ですか。
- ③その他に出勤者を減らす対策について教えてください。

A.

①

- 工事の中断については、柏崎市において当社関係者による新型コロナウイルス感染症の罹患が続いたことを踏まえ、感染リスクを低減する対策強化として、5月10日までの概ね2週間を目途に実施した4つの追加対策の中の1つであり、現場における従業員同士の接触機会を減らすことを目的に行ったものになります。
- 工事の中断により、工事件数は4月上旬の約600件から約120件に減少しましたが、この継続して実施した約120件については、原子力安全上重要な中央制御室の天井耐震補強工事や原子力防災上重要な5号機緊急時対策所設置工事、及び、中断により現場の設備安全、作業安全に影響を与える可能性がある工事として、厳選して継続して実施しているものになります。

- その他、消防用設備点検など法令上必要な点検や、現在点検中で、早期復旧が望ましい原子力安全上重要な設備である5号機非常用D/G（ディーゼル発電機）の点検などについても継続して実施しており、基本的には、継続実施している全ての作業において、現場の設備安全、作業安全に影響を与えない程度で人数を絞っています。
- なお、1～7号機の定例点検のうち、法令上必要な点検や原子力安全上早期復旧、実施が望ましい点検以外については、中止ではなく一時的な中断を行いました。感染防止・拡大対策の上、順次再開を計画しています。協力企業、関係会社の皆さまにはご負担をお掛けしておりますが、現時点では作業員の契約解除といった話は伺っておりません。

②

- 対策強化期間中の社員出勤率は、平均で20%となりました。それ以外の概ね8割程度の社員が在宅勤務等により出社をしていない状況です。なお、対象とする社員は、新潟本部および柏崎刈羽原子力発電所に勤務する約1200人になります。

③

- 今後、工事の再開に伴い、工事の管理や、工事に関係する手続きを担当する社員の出勤が増えますが、その他の部門の社員等については、引き続き在宅勤務を継続し、社員の出勤率の低減を図りたいと考えています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、以下をご参照願います。

- ・ 第203回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕P.16～P.22

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加対策の実施について（2020年4月27日公表）

- ・ 第203回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕P.24～P.31

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策強化期間の実績および今後の対策について

（2020年5月11日公表）

Q2. 放射線管理上、建屋全体が密閉空間です。また、放射線管理区域出入りにあたって使う更衣室は密集しやすい場所です。また、作業は何人かのグループで行われ、密接状態になりやすいとも聞いています。3密防止をどのように図っていますか。

A.

- 放射線管理区域出入り口の更衣室については、建物の空調設備により空気が滞留することがないこと、また、作業員の更衣は数分程度で終了することから、常日頃から3密の状態にはならないようになってはいますが、さらに追加の対策として、建屋に入る前に手の消毒を実施し、感染防止を図っています。
- また、運転員が使用する更衣室については、より一層の防護の観点から、一般の作業者と接触しないように更衣エリアを分離することで、感染防止を図っています。
- 作業時においては、入社前の検温や、体調確認を含め、感染の拡大防止対策を策定し、まずは現場に持ち込まない対策を実施するとともに、マスク着用の徹底、喫煙所の閉鎖、入退域等を行う列の離隔確保のための床表示など、3密を避けるより一層の対策を講じています。
- なお、感染防止・拡大防止策につきましては、関係会社、協力企業のみならずにも十分ご説明し、当社と発電所構内の元請企業等62社で構成する「安全推進協議会」において、一丸となり徹底することを宣言いたしました。

Q3. 4月18日の感染者は10日(金)まで勤務、13日(月)発熱確認とありました。休日に濃厚接触があったと考えられますが、所員に、休日等自宅での過ごし方についてどのような注意がされていきましたか。市内の医療機関や事業所では、自宅と勤務先以外に極力いかないように指示をしているところもあります。柏崎刈羽原発ではどのようにしていきましたか。

A.

- 当時、休日等については、不要不急の外出を控えることに加え、単身赴任者等の東京圏内の自宅への帰宅・帰省制限について強く要請を行っていました。
- 強化対策期間以降についても、プライベートや社員の家族も含めた行動自粛については当面の間継続し、感染拡大防止に向けた取り組みを継続してまいります。

Q4. 中央制御室要員がクラスターになると、運転ミスが発生して危険です。感染防止は厳重にされていると思いますが、どのような対策ですか。また、極端な想像ですが、運転員が確保できなくなった場合、運転不能になります。どのような対策があるのでしょうか。

A.

- 発電所では、特に重要な役割を担っている運転員保護の観点から、以下の対策を講じています。
 - ・在宅による勤務が可能な業務を行う社員の在宅勤務の実施
 - ・運転員の出社時間の前倒し（防護、副防護本部で他の作業員との接触を回避するため）
 - ・中央制御室への入室時には、入り口に設置した体温計での検温実施
 - ・中央制御室への不要不急の立入禁止 等
- 万が一運転員で罹患者が発生した場合には、感染者が発生した運転班を隔離し、残りの班でシフトを組むこととしており、さらに、状況に応じて一つの班をバックアップとすることで、万全を期す計画となっています。

Q5. 燃料の搬入搬出計画に関連して、搬入搬出計画がないということは、2018年に青森県むつ市のリサイクル燃料備蓄センターへ送る準備をした空冷キャスクは、柏崎刈羽原発の保管建屋にあるということですか。空冷キャスクは、何体ありますか。

A.

- 現在、当所では空の乾式使用済燃料輸送貯蔵兼用キャスクを1基保管しています。

Q6. むつの貯蔵建屋は2013年に完成していますが、今も規制委員会で審査中と聞いています。柏崎刈羽原発の保管建屋は、リサイクル燃料備蓄センターの貯蔵建屋と同じ基準で作られていますか。規制委員会による審査はあったのですか。

A.

- リサイクル燃料貯蔵（株）（RFS）が建設中のリサイクル燃料備蓄センターの建屋については、使用済燃料貯蔵事業を行う施設として許認可申請を行っております。一方で、当所のキャスク保管建屋については、輸送前のキャスクを保管あるいは輸送中のキャスクを必要に応じて一時保管する施設として平成6年に設置許可をいただいています。
- なお、使用済燃料の輸送に使用するキャスクについては、それ単体で放射線を遮へいする能力のほか、輸送中に衝突や火災、沈没などの事故が発生しても放射性物質が漏れ出ないように国が定めた基準に基づき製造されています。

Q7. この度、柏崎市は核燃料の経年累進課税を設けました。東電の了解により成立しました。

一方、東電が搬出を予定しているむつ市は、貯蔵使用済み核燃料に対して、柏崎の2倍以上の税率をかけることになりました。さらに、六ヶ所村の再処理工場に運べば、青森県が同額の課税をすることになっていると聞きます。

東電は、搬出せずに、柏崎刈羽原発に置いたほうが税負担が軽いと踏んで、経年累進課税に同意したのではありませんか。

A.

- 柏崎市の使用済み核燃料税に関する今回の見直しは、市民の皆さまの安全・安心の向上や原子力発電所の事業運営を支えるような地元の人材基盤の強化に資すること等を踏まえ、条例案に同意したものです。
- 当社としては、発電所の使用済み燃料については、再処理を前提として安全を確保しながら適切に対処して参ります。

以上